

# 大阪市環境影響評価専門委員会（全体会）会議録

1 日 時 令和8年7月17日（金）16時00分～16時52分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者 専門委員会委員：

|    |    |    |    |     |        |
|----|----|----|----|-----|--------|
| 貫上 | 佳則 | 会長 | 藤田 | 香   | 会長職務代理 |
| 荒木 | 修  | 委員 | 魚島 | 純一  | 委員     |
| 梅宮 | 典子 | 委員 | 岡崎 | 純子  | 委員     |
| 亀甲 | 武志 | 委員 | 木元 | 小百合 | 委員     |
| 塩見 | 康博 | 委員 | 竹村 | 明久  | 委員     |
| 花嶋 | 温子 | 委員 | 松井 | 孝典  | 委員     |
| 山口 | 弘純 | 委員 | 山本 | 浩平  | 委員     |

本 市： 環境局長  
環境局理事兼エネルギー政策室長  
環境局環境管理部長  
連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）  
事 務 局： 環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

- (1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書について
- (2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書について

## 5 議事録

【司会】 ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。事務局の横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しました通り、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いいたします。

それでは本日ウェブでご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

貫上会長でございます。

藤田会長職務代理でございます。

荒木委員でございます。

魚島委員でございます。

梅宮委員でございます。

岡崎委員でございます。

亀甲委員でございます。

木元委員でございます。

塩見委員でございます。

竹村委員でございます。

花嶋委員でございます。

松井委員でございます。

山口委員でございます。

山本委員でございます。

以上 14 名の委員にご出席をいただいております、大阪市環境影響評価専門委員会規則第 5 条第 2 項の規定により本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、映像と音声により委員ご本人であること、また委員間で映像と音声が即時に伝わることを貫上会長にもご確認いただいております。

続きまして、本市からの出席者をご紹介します。

環境局長の井原、環境局理事兼エネルギー政策室長の井上、環境管理部長の金子、環境影響評価連絡会の 6 部局から関係課長が出席しております。

それでは開会にあたりまして、大阪市環境局長の井原よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の井原でございます。委員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の環境施策の推進にご協力をいただきまして重ねてお礼申し上げます。

さて本日は、本年 4 月 24 日に諮問をいたしました「(仮称) 中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業」及び「咲洲東地区埋立事業」の 2 件の環境影響評価準備書について、

各専門部会における専門的、技術的な観点から検討した内容を取りまとめた答申（案）のご審議をお願いいたします。大規模事業につきましては、環境影響評価の手続きを通じて、事業者に環境保全への適切な配慮を求めていくことが、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の確保のために重要でございます。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には、ご専門の見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】　続きまして、本日配付させていただいています資料の確認をさせていただきます。

まず次第、本委員会の名簿、規則、議題1に関しまして、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の調査審議について（答申）（案）と別添の資料でございます。議題2に関して、咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の調査審議について（答申）（案）と別添の資料でございます。

なおご出席の皆様におかれましては、ご発言いただくとき以外はマイクオフにさせていただきますようお願いいたします。ご発言いただく際には冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては貫上会長にお願いしたいと存じます。

貫上会長よろしくお願いいたします。

【貫上会長】　はい、皆さん暑い中参加いただきましてありがとうございます。

それでは、今日場で最終ということでございますので、皆様に意見集約の最終確認をしていただくということでもよろしくお願いしたいと思います。では、議題が2つございますが、まず1つ目でございます。

（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の答申（案）について最終確認していただきたいと思います。それでは、各部会から、ご意見いただいた内容を踏まえて、答申（案）を作っていただいておりますので、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

【事務局】　環境管理課長の三原でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは資料1をご覧ください。（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の調査審議につきまして、答申（案）をご説明いたします。

はじめに第1対象事業の概要ですが、準備書の内容を要約して記載しております。上から「1事業者の名称等」、「2対象事業の名称及び種類」、「3対象事業の実施区域」、「4対象事業の目的」。次のページに移りまして、「5対象事業の内容」となっております。本事業は現在稼働している電気炉の処理能力を上回ります、1時間あたり215トンの処理能力の電気炉等を新たに設置するものでございます。新設する施設の概要は記載

のとおりとなっております。なお現在稼働しております電気炉等につきましては、新製鋼施設の稼働後に廃止される予定となっております。次のページに移りまして、第2指摘事項でございますが、本事業に対する専門委員会からの意見を取りまとめております。専門委員会における検討結果につきましては、別添にて取りまとめておりますので、こちらの資料で説明したいと思いますので、資料1の別添をご覧ください。

本資料は、左から委員からいただいた意見の内容、その横がそれに対する事業者の見解、それを踏まえまして専門委員会の指摘事項の構成となっております。

はじめに、ナンバー1の交通計画でございますが、委員から事業者が導入する入退場システムがピーク時を含め車両を円滑に入場できるのか、運用についてのご意見があり、事業者からは予約システムによる搬入台数の制限、QRコードを活用した搬入車両の円滑な入場、滞留時は構内で一時待機を行うなどの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「施設供用時の搬出入車両台数は1日当たり約230台と現状の約2倍に増加すると見込まれていることから、環境影響評価準備書に記載の渋滞緩和対策を確実に実施すること。また、周辺道路において早着車両等の路上駐車や渋滞を発生させないよう事前に運行計画を作成するなど、適切に運行管理を行うこと」とまとめております。

続きまして、ナンバー2からナンバー5につきましては、工事計画に関わって、雨水・工事排水の処理について、ナンバー2は、雨水の処理方法、放流水質の管理項目・管理値について、ナンバー3は、工事中の濁水処理装置の規模や集中豪雨を想定して設置する素掘り池の工事中の支障について、ナンバー4は、工事排水の処理に係る水質測定項目・測定頻度等について事業者を確認しております。ナンバー5につきましては、事業計画地では土壤汚染が確認されていることから、工事排水に有害物質が含まれた場合の処理方法等を確認し、事業者からは、工事前の地下水汚染調査で、ベンゼンやフッ素等の有害物質が確認された場合の工事排水の処理方法、処理水の水質測定項目・測定頻度等について、回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「事業計画地における土壤汚染の現地調査で汚染が確認されたため、工事着手前に地下水汚染を調査するとされている。建設工事中は地下水を利用しない計画とされているが、工事に伴い発生する濁水の処理について、採用する処理方法及び処理設備が水質変動等に適切に対応できることを事前に検証するとともに、処理水の水質を維持するため、当該設備の維持管理を適切に行うこと。また、定期的に処理水の水質検査を行い、公共用水域への影響が回避または低減されていることを確認すること」とまとめております。

続きまして、ナンバー6でございますが、大気質についてでございます。委員から、煙突からの排出ガスについて、環境基準や指針値が設定されていない大気汚染物質の自主管理目標の設定についてのご意見がございました。事業者から、環境基準値や指針値の設定のないバナジウムや銅などの5つの物質については、既設電気炉で排出ガスのばいじんを分析した上で、管理目標値を決定するなどの回答がございました。これを受け

まして、委員会の指摘事項として、「環境基準値又は指針値が設定されていない大気汚染物質については、現地調査結果等を踏まえ、周辺環境への影響を最小限にとどめられるよう、管理目標値を設定し、適切に管理すること。併せて、事後調査により管理目標値の達成状況を評価し、必要に応じて環境保全対策の追加・強化や運転管理の見直しなど適切な措置を講じること」とまとめております。

続きまして、ナンバー7からナンバー9につきましては、土壌についてでございます。ナンバー7は、事業計画地の土壌は基準超過の汚染が確認されていることから、工事中の汚染土壌の露出対策及び汚染水の流出対策について、ナンバー8は、土壌汚染の範囲を明確化するために実施する追加調査の深さの方向について、ナンバー9は、準備書に記載された汚染土壌と非汚染土壌の発生量の算出根拠について、それぞれ確認しております。事業者からは、工事範囲外で汚染土壌が地表に露出しないよう配慮することや、追加調査に関しては、ボーリング調査報告書を元に、必要な調査や試験を実施すること、掘削残土の90パーセントを汚染土壌と仮定して排出を算出しているなどの回答がございました。これを受けまして、委員会としての指摘事項でございますが、「土壌汚染等の範囲を明らかにする目的で、建設工事の着手までに追加調査を実施する予定であることから、当該調査結果を踏まえ、汚染土壌の拡散及び雨水等の侵入を防止するための措置を環境影響評価書に記載すること」とまとめております。

次に、ナンバー10は振動についてでございます。委員から、振動の予測計算において、騒音源のパワーレベルが最も高い、副原料ダンピングが振動源に含まれていないとのご意見があり、事業者からは、時間率振動レベルL10の算出方法から稼働時間の短い副原料ダンピングは予測対象外としたこと、また、ダンピングを含めた予測結果の追加資料では、敷地境界の振動レベルが増加することが示されております。これを受けまして、委員会の指摘事項として、「騒音源のパワーレベルが最も大きい副原料ダンピングについて、稼働時間が短いとして施設稼働に伴う振動レベル（80パーセントレンジの上端値）予測の対象外とされているが、振動予測では、稼働時間を理由に特定の振動源を除外せず、全ての振動源を考慮した80パーセントレンジの上端値予測結果を環境影響評価書に記載すること」とまとめております。

次に、ナンバー11からナンバー13は低周波音についてでございます。ナンバー11は低周波音の抑制に関する防音壁等の効果について、ナンバー12、ナンバー13は低周波音の対策についてそれぞれ確認し、事業者からは、障壁効果を示した低周波音の予測結果の追加資料が示されるとともに、環境保全対策として、低周波音の発生源にはケーシングやサイレンサーの設置等を実施するとの回答がございました。これらを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「施設稼働に伴う低周波音の音圧レベルの予測では、防音壁や堤防等の回折減衰や透過損失を考慮していないため、安全側で影響予測されていると考えられるが、現況値（3分の1オクターブバンドレベル）では、「心身に係る苦情に関する参照値（低周波音問題対応のための評価指針（環境省））」の超過が確認され

ていることから、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を適切に実施すること。また、事後調査の結果、当該施設から著しい低周波音の発生が認められた場合は、環境保全対策を追加すること」とまとめております。

続きまして、ナンバー14は、悪臭についてでございます。スクラップ保管時の漏洩臭につきまして、計画施設の保管量の約10分の1規模の既存スクラップヤードを用いて予測されており、保管量の差異を考慮されていなかったため、その理由を確認しております。事業者からは、既存類似施設で臭気指数及び臭気濃度が定量下限値未満であることから、臭気の発生はなく、計画施設の保管量の差異は予測には考慮していないとの回答がございました。これを受けまして、指摘事項としては、「スクラップ保管時の漏洩臭の予測評価において、計画施設より保管量の少ない既存の類似施設で得られた臭気調査結果から影響は小さいと評価されている。保管量の多い施設では滞留日数の延長等により臭気が発生するおそれがあるため、既存類似事例による定性予測を行う場合は、計画施設と同程度の保管量となる条件で再予測するか、または保管量の差異を考慮して予測し、適切に評価すること」とまとめております。

続きまして、ナンバー15からナンバー17は廃棄物・残土についてでございます。ナンバー15は工事に伴い発生するコンクリート塊及び残土について、準備書では構内の造成工事に利用する計画となっているため、その利用内容を確認し、事業者からコンクリート塊は基礎下の砕石として再利用、汚染土壌を含む掘削土は盛土として利用し、飛散防止や雨水が触れないよう管理するなどの回答がございました。これを受けまして、指摘事項としては、「建設工事で発生したコンクリート塊及び汚染土壌を事業計画地内の工事で再利用する場合は、利用先の工事内容に応じて適切な措置を講ずるとともに、利用場所や利用量等のトレーサビリティを確保するため、記録し保存すること」とまとめております。

ナンバー16、ナンバー17は、施設供用中の産業廃棄物の発生量が現状より増加する理由やリサイクル率の設定等について確認し、事業者から電気炉容量のアップによる産業廃棄物発生量が増加すること、リサイクル率は処理業者へのヒアリング結果に設定したこと。また、このほか廃棄物の発生抑制、分別リサイクルの取り組みについての回答がございました。これらの結果を受けまして、専門委員会の指摘事項として、「電気炉鋼の生産能力増強に伴い産業廃棄物の発生量及び最終処分量が現状より増加すると予測されていることから、産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的利用に積極的に取り組むこと。また、生産工程以外から発生する廃棄物についても、分別排出ルール の周知やチェックリストの整備等により、事業所から排出される廃棄物の発生抑制等に取り組むこと」とまとめております。

続きまして、ナンバー18は、地球環境・温室効果ガスについてでございます。委員から、温室効果ガスの削減の具体的な取り組み内容を求める意見がございまして、事業者から、電気炉では、シュレッターダストなどの非化石固化燃料の使用の検討、太陽光パ

ネルの設置、公共交通機関への利用促進、車両のハイブリッド車の比率を上げ、充電ステーション設置後に電気自動車採用を進めていくなどの回答がございました。これを受けまして、指摘事項としては、「温室効果ガス排出削減対策として、二酸化炭素の排出の少ない電気炉鋼へのシフトを進めるとともに、サプライチェーン全体を通して二酸化炭素排出量を削減する計画としている。しかし、自社生産の電気炉鋼の生産量拡大により施設での、事業者自ら直接排出する温室効果ガス（スコープ1）及び使用した電気等に起因する間接排出する温室効果ガス（スコープ2）の排出量合計は、2030年度の将来予測（292.4キロトンシーオーツー）では、2013年度（136.6キロトンシーオーツー）を上回っている。そのため、電気炉におけるバイオコークス等の非化石固化原料の使用や公共交通機関の利用を促進するためのモビリティ・マネジメントの実施など、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策に積極的に取り組むほか、新たなエネルギー・脱炭素技術等の最先端の環境技術・システムを導入することにより、施設供用中の温室効果ガスの排出量のさらなる削減に努めること」とまとめております。

続きましてナンバー19は景観についてでございますが、緑化について景観への配慮を確認し、事業者から条例で規定する緑地面積を確保し、植栽する樹木は周囲から視認しやすい場所に配置するなどの回答がございました。これを受けまして委員会の指摘事項としては、「植栽にあたっては、事業所内の建築物との調和や、道路や対岸部など事業計画地周辺からの視認性を踏まえ、樹種や樹高を考慮した上で、適切に配置すること」とまとめております。

以上が、専門委員会における検討内容の結果でございます。再び資料1に戻りまして、答申（案）の第2でございますけれども、先ほどの専門委員会の指摘事項を記載しております。1全般事項として、交通計画と工事計画についての指摘事項。2としまして、環境影響評価項目ごとに指摘事項をまとめておりまして、大気質、土壌、振動、次のページに移りまして、低周波音、悪臭、廃棄物、残土、地球環境、最後に次のページに移りまして、景観となっております。また、参考資料として、諮問文、専門委員会の名簿、部会構成、条例に基づく準備書の手続き経過を載せております。なお、事業者の準備書の説明会を3回開催しておりますが、準備書に対する意見書の提出はございませんでした。専門委員会の開催につきましては、全体会、各部会を合わせまして、本日を含めて7回開催しているところでございます。以上が中山製鋼所に関する答申（案）の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【貫上会長】 はい、どうも三原課長ありがとうございました。取りまとめていただいた内容につきまして、ご議論の最終確認ということになります。欠席されている委員の方からご意見等はありませんか。

【事務局】 はい、欠席委員は2名おりますけれども、特にご意見はございませんでした。

【貫上会長】 はい、ありがとうございます。そうしましたら、今、ご説明いただいた答申（案）の内容につきまして、最終確認あるいは補足の説明等がございましたら、お願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。どちらからでも結構でございます。直接ご発言いただいた方がいいかと思いますが、ございましたらどうぞご発言ください。特にございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら、特にご意見がないということでございますので、ただいま取りまとめいただいた答申（案）の（案）を取らせていただきまして、確定とさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。これをもちまして大阪市長様宛てに答申をさせていただきます。それでは、令和8年7月17日、大阪市長 横山英幸様、大阪市環境影響評価専門委員会会長 貫上佳則、（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の調査審議について（答申）。

令和8年4月24日付け 大環境 第e-26号により諮問のありました件について、当委員会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

市長におかれては、本件に係る環境の保全及び創造についての意見を述べるにあたり、当委員会で指摘した事項について十分配慮されるよう申し添えます。

どうも委員の皆様ありがとうございます。

続きまして、議題2の方に移りたいと思います。同じく令和8年4月24日に諮問のありました咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書についてでございます。諮問以降、これまで、当専門委員会の「大気・悪臭」「騒音振動」、「陸生生物・水生生物」、「景観」、「水質廃棄物」の各部会において、検討、審議をまいりました。本日は皆様に答申（案）について、最終確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、改めまして2つ目の答申（案）につきまして、ご説明のほどよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】 はい、それでは資料2をご覧ください。咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の調査審議につきまして、答申（案）をご説明させていただきます。先ほど同様、第1対象事業の概要でございます。準備書の内容を要約して記載しております。

上から「1事業者の名称等」、「2対象事業の名称及び種類」、「3対象事業の実施区域」、「4対象事業の目的」、次のページに移りまして「5対象事業の内容」となっております。本事業は、大阪港における大型物流施設の立地需要の高まりを踏まえ、流通施設用地の造成を図ることを目的に公有水面を埋立てするものでございます。埋立面積は当初の約25ヘクタールから約35ヘクタールに拡張するものでございます。次のページに移りまして、第2指摘事項でございますが、本事業に対する専門委員会からの意見を取りまとめております。専門委員会における検討結果については、別添にて取りまとめておりますので、そちらの資料で説明したいと思います。先ほどと同様で、左から委員から

の意見等の内容、その横が事業者の見解・対応、これらを踏まえまして、専門委員会の指摘事項が一番右の欄になっております。

まずナンバー１でございますけど、ネイチャーポジティブ、自然再興に関わって、本事業における取り組みについて、ナンバー２、ナンバー３は、瀬戸内海環境保全基本計画など瀬戸内海の環境保全の施策との整合性を図る取り組みについてのご意見がございました。事業者からは護岸前面に基礎捨石マウンドを配置し、生息する生物が表面の凹凸部等を付着場所や隠れ家、餌場として利用できるよう配慮すること、瀬戸内海環境保全臨時措置法第１３条第１項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に示された環境配慮に対する事業者の見解が示されております。この赤枠で囲まれているところが配慮事項に対する事業者の見解でございます。これらの結果を踏まえまして、専門委員会の指摘事項として、「本事業の実施にあたっては、護岸整備・埋立てに伴う海域環境への影響の低減に努めるとともに、事業計画地周辺における生物の生息・生育環境に適切に配慮すること。事業計画地を含む海域は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける。そのため、同法に基づく国の「瀬戸内海環境保全計画」に掲げる目標の達成と維持に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、「埋立ての基本方針（昭和４９年５月、瀬戸内海環境保全審議会の答申）」に示す環境保全上の配慮に取り組むこと」とまとめております。

続きましてナンバー４は大気質についてでございます。建設機器からの二酸化窒素の排出抑制についてのご意見がございました。事業者からは使用する建設機器の上位規格への更新や一部機種への電動化、ハイブリッド機械の導入、建設機械の台数・稼働時間の削減などに取り組むとの回答がございました。これを受けまして専門委員会の指摘事項としまして、「建設機械の稼働に伴う排出ガスにおいて、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果は環境基準値を満たしているものの、大阪府が定める環境保全目標値（１時間値の１日平均値が０．０４ピーピーエム以下）を上回る予測結果となっている。そのため環境影響評価準備書及び事業者が新たに検討するとされた環境保全対策（使用機械の上位規格化、台数・稼働時間の削減、後処理装置の付加等）を適切かつ確実に実施するなど建設機械からの窒素酸化物等の排出抑制を強化すること」とまとめております。

続きましてナンバー５、ナンバー６につきましては、水質についてでございます。委員からナンバー５は、埋立工事中の護岸外周部において濁度等を測定対象外としている理由について、ナンバー６は海域への濁りの拡散予測における汚濁防止膜の影響や展張する範囲についてそれぞれ確認がございました。事業者からは、汚濁防止膜を設置するための護岸外周部の濁度や浮遊物質の影響が小さいため測定対象外としていることや安全側で評価するため拡散予測に汚濁防止膜を考慮していないこと、また海底の改変工事を行う場合は海底まで汚濁防止膜を展張するとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「周辺海域への濁水拡散を最小限にとどめるため、建設工事中は汚濁防止膜を設置することとしているが、汚濁防止膜は風、波及び潮流の

作用を受け続け、貝や藻類の付着により劣化・破損等が生じるおそれがあることから、定期的な点検及び計画的な補修を行うなど維持管理を適切に実施すること」とまとめております。

続きましてナンバー7は、騒音についてでございます。環境騒音の現地調査地点において、建設機械からの影響を確認したところ事業者からの追加資料として建設機械の騒音が環境騒音を押し上げる、あるいは環境基準を超過する結果が示されたことから、専門委員会の指摘事項として、「事業計画地周辺の環境騒音の現地調査の結果、環境基準値を超過している地点が確認され、さらに本事業の建設工事の影響により環境基準値を超過すると予測される地点が確認されたことから、工事が集中しないよう工事工程の調整等、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策に加え、更なる追加対策を検討し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について十分配慮すること。また、建設機械からの騒音レベルの予測結果では、事業計画地敷地境界（西側）付近での影響が最大となることから、防音シート及び仮囲いを適切に設置し、維持管理を徹底すること」とまとめております。

続きまして、ナンバー8からナンバー10は、低周波音についてでございます。ナンバー8は低周波音の予測に用いた騒音源について、ナンバー9は一般環境の現況値が環境省の示す心身に係る苦情の参照値を超過しているため環境保全対策について、ナンバー10は事後調査の調査地点が予測地点ではなく敷地境界としている理由について、それぞれ確認しております。事業者からは1,000馬力以上の作業船を対象として予測を行うことで安全側に評価していること、低周波音の環境保全対策として作業船の同時稼働を避ける工程の調整、作業船・建設機械の整備・点検等を実施すること、事後調査の測定地点については、調査の確実性の確保の観点から敷地境界を選定し、予測値と比較し評価する等の回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「建設機械等の稼働に伴う低周波の音圧レベルの予測では、1,000馬力以上の作業船を8,000馬力の船舶と見なしていることから、安全側で影響予測されていると考えられるが、現況値（3分の1オクターブバンドレベル）では「心身に係る苦情に関する参照値（低周波音問題対応のための評価指針（環境省））」の超過が確認されていることから、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を適切に実施すること。また、事後調査の結果、敷地境界において環境保全目標値を超過した場合は、環境保全対策を強化するとともに、事業計画地近傍の住宅等の環境保全施設への影響について評価すること」とまとめております。

続きまして、ナンバー11は廃棄物についてでございます。建設工事の排水処理に伴い発生する沈殿物の予測結果が準備書に示されていなかったため、その理由を確認しております。事業者からは発生する沈殿物が少量であること、また準備書には定量的に把握可能な廃棄物を対象に整理しているとの回答がございました。これを受けまして、専門委員会の指摘事項として、「廃棄物に係る環境保全目標として、「廃棄物の処理及び清

掃に関する法律に定められた規制基準に適合すること」を掲げているため、工事排水の処理に伴い発生する沈殿物（汚泥）についても適切に評価すること」とまとめております。

ナンバー12 は残土についてでございますが、建設工事に伴い発生する残土は、土運船で運搬・固化処理を行った後、処分されるとされていることから、事業者の回答も踏まえまして、専門委員会の指摘事項としましては、「建設工事に伴い発生する残土量は86,837 立方メートルと予測されているが、全量を処分する計画となっている。建設発生土は有効利用可能な資源であることから、他の工事での利用を含め、残土の有効利用に取り組むこと」とまとめております。

ナンバー13 は動植物についてでございます。委員から現地調査で確認された重要種のコアジサシへの配慮についてのご意見があり、事業者からは環境省の指針に従い配慮し、具体的な配慮事項や時期などについては今後検討することの回答がございました。これを受けまして専門委員会の指摘事項として、「本事業の埋立工事期間は約11年と長期に及ぶため、順次造成された埋立区域において、コアジサシに限らず、他の陸域動物・植物（重要種）の生息・生育が確認された場合には、適切な保全・配慮を実施すること」とまとめております。

以上が専門委員会における検討結果の内容でございます。再び資料2に戻りまして、第2でございますが、先ほどの専門委員会の指摘事項を記載しております。1 全般事項として2点の指摘事項、2 環境影響評価項目の指摘事項として、大気質、水質、騒音、次のページに移りまして、低周波音、廃棄物、残土、動物・植物となっております。参考資料としまして、諮問文、専門委員会委員名簿、部会構成、条例に基づく準備書の手続経過を載せております。事業者による準備書の説明会は2回開催しておりますが、準備書に対する意見書の提出はございませんでした。専門委員会の開催につきましては、全体会各部会をあわせまして、本日を含めまして8回開催しております。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【貫上会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、答申（案）につきまして、各部会でいろいろご議論いただいているところでございますけれども、ご説明いただきました答申（案）につきまして、何か補足の説明であるとか、意見等ございますでしょうか。ございましたら、遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。特にご意見よろしいでしょうか。欠席された委員の方が2人おられますが、この件に何かご意見ございましたか。

【事務局】 ご意見は特にございませんでした。

【貫上会長】 はい、わかりました。そうしましたら、答申（案）で、特に意見がないということで、答申（案）の（案）を取らせていただくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

本答申文をもちまして、大阪市長様宛てに答申したいと思います。それでは読ませていただきたいと思います。

令和8年7月17日、大阪市長 横山英幸様、大阪市環境影響評価専門委員会会長 貫上佳則、咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の調査審議について（答申）。

令和8年4月24日付け 大環境 第e-27号により諮問のありました件について、当委員会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。市長におかれては、本件に係る環境の保全及び創造について意見を述べるにあたり、当委員会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

はい、ありがとうございました。以上で、2つの議題が終わった形になりますけれども事務局の方で何か追加はございましょうか。よろしいでしょうか。

議題もこれ以上ないということですので、進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

【事務局】 本日は、貫上会長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しいところご出席、ご審議、答申を賜りまして誠にありがとうございました。ここで、環境局長の井原より一言お礼を申し上げるところでございますが、本日音声通信の調子が悪いため、井原に代わりまして環境管理部長の金子より一言お礼を申し上げます。

【環境管理部長】 環境管理部長の金子でございます。座ったままで失礼します。本来、環境局長の井原よりご挨拶申し上げるべきところでございますけれども、本日、音声通信の不調のため、井原に代わり、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。このほど貫上会長より（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業及び咲洲東地区埋立事業の2件の環境影響評価準備書について、ご答申を賜りました。今回、貫上会長をはじめ委員の皆様には、精力的にご検討・ご審議を重ねていただきまして、改めてこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。本市といたしましては、この答申をもとに事業者に対し、環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べるとともに、適切に環境影響評価が実施されるよう指導してまいりたいと考えております。なお、現在の任期における委員会は、本日が最後とお伺いしております。委員の皆様におかれましては、これまで各案件において専門的な見地から多岐にわたる貴重なご意見を賜りましたことを深く感謝申し上げますとともに、引き続き本市の環境行政にご協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】 ただいま、環境管理部長の金子からご案内ありましたとおり本委員会の任期は本年7月31日までとなっております、任期中の委員会は本日をもって終了となります。貫上会長をはじめ委員の皆様には、本委員会の運営に多大なるご協力を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。最後に、委員を代表いたしまして、貫上会長より一言ご挨拶を頂戴いたします。貫上会長よろしくお願い申し上げます。

【貫上会長】 はい、ご指名いただきましたので、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。任期中の委員会としては本日で終了ということですので、この間いろいろと多くの案件を審査させていただくことになりまして、特に委員の皆様には広範な内容を本当に精力的にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。私は水質と廃棄物を研究していますので、そちらについてはそれなりに理解していたつもりですが、アセスメントになりますと大気から騒音・振動、生物、景観など幅広くご議論いただきますし、総括部会となりますと委員の皆様のいろいろなご意見をまとめる部会で、本当に幅広い面について、私自身も、特に生物の関係で、国際的な取り組みを紹介していただいたりすることで、勉強させていただくことができよかったと思っております。また、事務局の方も部会の意見をうまく取りまとめていただいて、分かりやすく資料も作っていただいて本当にありがとうございました。審議が困難な期間もあったかと思いますが、事業者さんと意見のキャッチボールしていただき、まとめられたのかなと思っています。アセスメント案件が出るということは、やはり経済がうまく回っているということであろうと思います。今後も環境のこともきちんと配慮した上で、いろんな事業に取り組んでいただくことを期待させていただいて、最後の言葉とさせていただきたいと思っております。本当に委員の皆様、事務局の皆様ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。本市といたしましては、ご在任中に賜りました数々の貴重なご意見やご助言を十分に活かし、引き続き環境行政を推進してまいります。今後とも変わらぬご指導、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。